

第225回 横浜市個人情報保護審議会会議録

| | |
|-----------|---|
| 議題 | 1 会議録の承認 2 審議事項 案件1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【児童手当の支給に関する事務（再実施）】 3 報告事項 (1) 書面報告事項（個人情報取扱事務の委託）(48件) (2) 事務開始届出書の届出・変更、個人情報ファイル簿の作成・変更・消除 ア 個人情報取扱事務開始届出書 (19件) イ 個人情報取扱事務変更届出書 (74件) ウ 個人情報ファイル簿変更報告書 (4件) (3) 横浜市会報告資料（横浜市会個人情報の保護に関する条例第52条第2項） 個人情報取扱事務変更届出書 (3件) 4 その他 (1) 個人情報漏えい事案の報告（令和7年5月15日記者発表分） (2) その他 5 非公開報告事項 報告案件1 個人情報漏えい事故の公表範囲について |
| | 日 時 令和7年6月25日（水）午後2時00分から午後3時15分まで |
| | 開催場所 市庁舎18階共用会議室 なみき16 |
| | 出席者 中村会長、大谷委員、加島委員、後藤委員、鈴木委員、寺田委員、三品委員 |
| | 欠席者 なし |
| | 事務局 青木市民情報室長ほか |
| | 開催形態 一部非公開（傍聴者なし） |
| | 決定事項 <ul style="list-style-type: none"> ・第224回審議会の会議録について、承認する。 ・審議事項、報告事項及びその他について、了承する。 |
| 議事 | <p>【開会】</p> <p>(事務局) 第225回横浜市個人情報保護審議会を開始します。本日は、委員7名に御出席をいたいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。また、本日は傍聴人はおりません。</p> <p>(中村会長) ただいまから、審議会を開会いたします。本日もWEB会議により開催いたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>(中村会長) それでは、議事に入ります。</p> <p>第224回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見はございますか。御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> |

(中村会長) それでは、承認いたします。

2 審議事項

案件1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【児童手当の支給に関する事務（再実施）】（こども青少年局こども家庭課）

(中村会長) それでは、「2 審議事項」について、最初に案件1の御説明をお願いします。

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件1について、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(三品委員) 児童手当法改正により、所得要件が撤廃された中で地方税関係の情報に紐付けなければならないのは何故ですか。

(所管課) 児童手当の主たる受給者は、世帯で一番所得が高い人という条件があります。受給可否の判断において、税情報は不要ですが、誰に支給するかという判断においては税情報が必要です。

(三品委員) 誰に支給するかという判断基準はどのようなものですか。

(所管課) 例えば、父親が受給申請をした場合、父親の所得のほうが母親の所得よりも高ければ父親が受給者となります。母親の所得のほうが高ければ母親が受給者となります。

(中村会長) 今回の全項目評価書7ページに「事務の内容」ということで、色々な情報の流れが書いてあります。青線で示しているものと黒線で示しているものがあります。違いを説明してください。パマトコでは、どのような情報が使われていますか。

(所管課) 黒線は、電子申請の流れを示しています。青線は、郵送や窓口での受付等、紙での申請の流れを示しています。パマトコは妊娠中に登録すると、その後、出産に係る給付金等の申請ができるようになっています。出産後は、児童手当の申請ができます。そのような申請時に、登録者の世帯情報が、ある程度パマトコに蓄えられている状態で申請することができます。また、母子手帳とも連動し、オンラインで子育て世帯の各種申請や支援をしやすくしております。

(中村会長) パマトコの使用自体は電子申請ではないのですか。

(所管課) 電子申請は、パマトコではなく、横浜市の電子申請サービスを使用するものを指しています。電子申請は国の仕組みで、マイナポータルに直接連動して動いています。パマトコにはマイナンバーの情報を入れないことになっており、マイナンバー認証アプリで認証します。どちらも電子的な申請をするものではあります。

(中村会長) 他に御質問等がなければ、基本的には報告資料を基に、今回出た意見を参考に進めてもらうということで、了承するということでおよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、承認いたします。

3 報告事項 (1) (2) (3)

4 その他 (1) (2)

(中村会長) 次に、「3 報告事項 (1)、(2)、(3)」、「4 その他 (1)、(2)」についての報告を行います。事務局から御説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいまの内容につきまして御質問、御意見をいただきたいと思います。

(加島委員) 追加資料別冊3の3ページ内の一覧表上、児童保健調査票の誤交付が多く、PPCへの報告もされています。そのPPCへの報告書内には、「再発防止のための措置」の記載があります。12番と15番の所管課は、両方とも西部学校教育事務所です。これまでのものは、「再発防止に努めます。徹底させます。」というレベルでしか書かれていませんでしたが、今回の西部学校教育事務所の報告書を見ると、「研修を年度末までに数回行う」「マニュアルを新たに作成して6月までに徹底を完了する」等、具体的に書いています。ここまで再発防止策を具体的に書いているものは初めて見ました。しかし、同じ学校教育事務所でも、西部学校教育事務所以外の事務所は「再発防止に注意する」で終わりです。せっかく良い防止策ができているのだから、もっと組織間で共有したほうが良いのではないでしょうか。是非、教育委員会全体で共有させるようにしてください。今年の第三者評価委員会では、再発防止策をテーマにしようと考えていますので、また話したいと思います。

(事務局) 基本的には、漏えい事故が発生した所管課が再発防止策を考えますので、組織ごとに差はあります。前回の審議会で、ある組織が同じようなミスを繰り返していることは問題ではないかという指摘がありました。今回の12番と15番の事故は、同じ学校で起きた同じような事故であるため、正にそれが表れてしまっている事例かと思いますが、今回の報告の具体性は、学校を取りまとめる西部学校教育事務所が、きちんと再発防止に取り組もうとしていることの表れとも思います。教育委員会に情報共有し、全体で改善を計っていきたいと思います。

(鈴木委員) 個人情報を預かるのは市役所の本業だと思っています。漏えいが起きたとき、管理職の人事考課に反映される仕組みはありますか。

(事務局) 職場マネジメントの評価項目があります。個別の項目を全部チェックするわけではありませんが、少なくとも職場で事務ミスが発生した部分については、上司との人事考課の面談で改善を目指し、話しを行っています。「人事評価」となってくると、直接的な評価項目としてはありません。

(鈴木委員) 他都市でも同じような仕組みでやっていますか。

(事務局) 我々は、他都市の事例について詳しく分かりませんが、重要項目としては判断されていると思います。

(鈴木委員) 銀行が預金者からお金を預かり、通帳で10円違ったというようなことと同等程度の注意で、厳しく扱われているのでしょうか。

(事務局) 市役所で預かっている大切な個人情報に漏えいがないようにする

| | |
|----|---|
| | <p>チェック体制が不十分であるために、このような状況を繰り返しているのは事実です。</p> <p>(寺田委員) もちろん、厳しくするのは一つの手かもしれません、厳しくしすぎて人事考課に影響すると、インシデントが起きたときにむしろ隠そうとします。インシデントを隠して、最後に大事になったときに露見する事態になりかねません。もちろん、体制は整えるべきですが、私はあまり厳しくしないほうが良いのではないかと思います。人事に直結するようなことをしたら、現場としては隠す方向に行くと思います。市の職員は高潔な意思を持っていると思いますが、たくさん的人が働いています。管理の面では適宜柔軟に対応していくのがいいと思います。</p> <p>(事務局) 我々の進むべき道として、人事評価等で厳しくやっていく方策もありますが、人為的ミスを防ぐためには、なるべく人の手を介さないことも考えられます。システムの信頼性の課題はありますが、ICT技術はこれからも発達していきます。技術を上手く活用する方法を模索し、ミスを防ぐとともに、なるべく職員を守りながら、対応していくことが必要かと考えています。</p> <p>(鈴木委員) 事故の件数を評価に直結させるというよりは、事故が再発しないような仕組みを作るよう努力し、そのような努力が人事の評価等につながっているのだろうと理解したところです。</p> <p>(中村会長) 各々考えがあるのだろうとは思います。事故が起こったことを「仕方ない」と単純には見られないかもれませんが、むしろ今後それをどのように活かしていくかという視点のほうが、生産性があると思います。我々の司法の世界の例を見ても、厳罰化すれば全てが予防できるという簡単なものではないと思います。どのあたりで調整するか、総合的な判断が必要かと思います。</p> <p>(中村会長) 他に御質問等がなければ、以上でよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(中村会長) それでは、了承といたします。</p> |
| | <p>5 非公開報告事項</p> <p>報告案件 1 個人情報漏えい事故の公表範囲について</p> <p>(1) 所管課から事案の概要説明を行った。</p> <p>(2) 公表範囲を検討した。</p> <p>(3) 本件は全範囲について公表しないこととした。</p> |
| | <p>(中村会長) 本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願ひします。</p> |
| | <p>(事務局) 次回の日程は、令和7年9月24日水曜日の午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。接続の確認のため、開始の15分前には、WEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。</p> |
| | <p>(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p> |
| | <p>【閉会】</p> |
| 資料 | 1 資料 |

| | |
|---------------|--|
| 特記事項 | (1) 第225回横浜市個人情報保護審議会次第 (2) 第225回横浜市個人情報保護審議会追加資料 |
| 2 特記事項 | 次回は令和7年9月24日（水）午後2時からWEB会議の方法により開催予定 |

本会議録は令和7年9月24日第226回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。